



平成21年5月26日

各位

会社名 酒井重工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 一郎
コード番号 6358 (東証 第1部)
問合せ先 取締役管理部長 渡辺 秀善
TEL 03-3434-3401

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第61回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は同日をもって株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)致しました。

これに伴い、定款上の株券を発行する旨の規定は廃止されたものと法律上みなされておりますが、改めて同規定を廃止するとともに、同制度実施に伴い不要となった実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除など、所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 12 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 11 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以 上